○議　長（深沢達也君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

　次に、ＴＰＰに象徴される「グローバリズム」が地域経済・地方自治に与える影響について、13番笹岡ゆうこ君。

（１３番　笹岡ゆうこ君　登壇）（拍手）

○１３番（笹岡ゆうこ君）　　13番笹岡ゆうこです。今回は、ＴＰＰに象徴されるグローバリズムが地域経済・地方自治に与える影響について質問いたします。

　そもそもＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）とは、内閣官房ＴＰＰ政府対策本部によると、物の関税だけではなくサービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など幅広い分野で21世紀のルールを構築するものとしています。ＴＰＰ協定により、大企業だけではなく、中小企業や地域の産業、世界の成長センターであるアジア・太平洋地域の市場につながり、活躍の場を広げていくことが可能になり、我が国の経済成長が促されるとしています。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに、貿易、投資ルールの新たなスタンダードを提供するとしています。しかしながら、秘密交渉であったＴＰＰは、４年間の守秘義務があるため、国会議員ですらその詳細を知ることができず、全容が明らかにされてきませんでした。日本はＴＰＰにおいて平成28年10月に大筋合意を発表し、11月には協定文書が公表されました。しかし、協定文書は英語で8,320ページに及び、そのうち、現在において日本政府が和訳しているのは2,328ページと全体の28％にしかならないと言われています。国会審議においても、野党側が請求したものに対し、黒塗りののり弁と言われるようなものが出てきており、果たしてしっかりと審議ができているのか疑問が残っております。また、各国の譲許表は翻訳されていないため、他国の交渉結果について比較することはできません。

　ＴＰＰ協定を和訳した弁護士さんによるＴＰＰ分析チームや、京都大学大学院の岡田知弘教授等の経済学者などによると、ＴＰＰによる市場開放、市場明け渡しが日本の国の形を根本から変えるものとなり、民主主義の本質にかかわるものではないかと警鐘を鳴らしています。地方自治体への影響としては、地域産業政策から住民福祉、さらに第三セクターが絡む国有企業、これは公有企業のイメージで捉えていただきたいのですけれども、また、投資、政府調達、運用及び制度に関する規定、紛争処理、最終規定など分野横断的に大きな影響があるとされています。ともすれば、私たちが自分の国と地域を守り、発展させていくためのさまざまな取り組みや自治をも崩されていく可能性、危険性があると感じています。あらゆる障壁を撤廃し、世界をフラット化するためには、国民、国家が規定する枠組みやルールが障害とみなされる可能性が大いにあるからです。多国籍企業や投資家の利益のためのグローバリズムは、生活に密着した地方自治と必ずしも合致しないのではないかと考えております。

　そこで質問いたします。１番、地域振興政策を含む公共施設、まちづくりなどについて。ＴＰＰはあらゆる産業障壁を撤廃するものです。地域産業振興の方針によってそれを妨害すると、ＩＳＤ条項によって企業や投資家から国が訴えられて、その結果は法律よりも優位に立ちます。第17章国有企業においては、全ての締約国は自国の国有企業に対し直接・間接的に提供する非商業的な援助によって、他の締結国の利益に悪影響を及ぼしてはならないとされています。この場合の非商業的な援助とは、贈与または商業的な貸し付けよりも有利な条件で貸し付ける場合や、信用保証と訳されています。つまり、これまでは国もしくは自治体の権力の行使と思われてきた分野、国有企業、公共調達まで自由化され、外資系の企業が参入できるようになります。それにより、国の政治の専権事項、また地方自治体の外郭団体、独立行政法人、第三セクターなどを通してなされてきた行政上のサービスについても市場開放し、民営化するものが基本であります。これには東京メトロ、都営・市営バス、都立病院、市立病院なども含まれると言われております。

　また、第９章の投資では、９条、10条においてローカルコンテンツ規制を禁止するとあり、一定の水準または現地調達を達成すること、自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、もしくは優先し、または自国の領域内者から物品を購入することに厳しい規制をしています。

　第15章公共調達において、国、自治体、政府機関による建設・土木事業なども原則として外資を含めた公開入札となり、15章７条３項には、自治体は英語と日本語で電子的手段において手続を進めなくてはなりません。また、15章８条１項では、入札者の過去の実績の考慮も貿易の障害とされるとあります。また、通商貿易協定では初めて公共調達に談合などがあれば刑事罰に処するとあります。

　平成24年10月、山田正彦衆議院議員（当時）、元農水大臣、今は弁護士ですが、政府に対して質問した地方自治体への影響はというものに対し、このように答えています。懸念事項として、公共調達は英語と自国語で行わなければならないので、小さな市町村においては負担が重くなるといった回答を得ました。ＴＰＰ協定において、発効したときには政令市がまず対象になりますが、３年以内に適用範囲を拡大すると決められています。このように、地方自治体における地域振興政策やさまざまな仕組みや運用の仕方までもが大きく制約されることが懸念されています。

　質問いたします。１番、本市の公共事業発注はどのような考えのもと、行われてきたか伺います。入札において、価格以外のほかの材料として挙げられるものは何か伺います。

　２番、過去５年間の市内中小業者への発注状況の推移と、その割合について伺います。

　３番、地域経済振興や地方自治の取り組みとして行ってきたもので、武蔵境駅前の公民連携ＰＰＰ事業、大型店立地の際の協定文書、雇用に関する規定や事業者優先などがありますが、今後ＴＰＰなどによって、内国民待遇、または非商業的な援助、またはローカルコンテンツ規制など参入障壁とみなされる可能性のあるものはどのようなものがあるか、それぞれ伺います。

　２番目、財政援助出資団体など補助金を出している事業者及び事例について伺います。

　地方自治体が抱える第三セクターや直営の施設なども、さきに述べた内国民待遇、非商業的な援助、ローカルコンテンツなどで規制されることが懸念されています。15章公共調達に関し、今まで国や自治体が自国や地元の業者から調達を優先してきていることに対し、今後は平等な条件で、英語と日本語で電子的手続による公開入札をされなければいけないとしています。

　韓国の例では、米国との自由貿易協定（米韓ＦＴＡ）においては、さまざまな影響が出ています。例えば、韓国政府が導入を決定したエコカー補助金についても、米韓ＦＴＡが禁止する貿易の技術的障害に当たる可能性があるとして導入が延期されました。これは、米国のメーカーでつくる自動車政策会議が出した意見書の要求によるものだと言われます。

　質問いたします。１番、本市における財政援助出資団体など補助金を出している団体はどのようなものがあるか伺います。また、それらへの市の考え方と、今後の展望について伺います。

　２番、高齢者福祉分野と子ども・子育て分野において、本市が事業者や委託先などを選定する際に大切にしているものは何か伺います。

　３番、ＴＰＰ協定第17章国有企業及び指定独占企業において、地方政府が所有し、または支配している国有企業などにかかわる規定がありますが、本市においてはどのようなものが対象になるとお考えか伺います。

　４番、さまざまなガイドラインなどで調整し、補助金も出すことで、地方自治体の必要なサービス提供や住民生活のセーフティネットとして役割を担ってきたものさえも参入障壁とみなされる可能性があります。子ども協会や子ども関連事業者に対しての補助金など、本市において対象と想定されるものはどのようなものがあるか伺います。

　５番、同じく福祉公社や社会福祉法人武蔵野を初めとする福祉分野において、同じように参入障壁の対象とみなされる可能性があるものはどのようなものがあるか伺います。

　３番目、食の安全について、遺伝子組み換え食品、給食などの質問をいたします。

　政府は食の安全について、日本の制度変更を必要とする規定は設けられていないので、遺伝子組み換え食品など食の安全が脅かされることはないと説明しています。アメリカのＦＤＡは、既に遺伝子組み換えサケ、通称フランケンフィッシュを食用として許可しましたが、英国民200万人の反対パブリックコメントと、ウォルマート以外のスーパー8,000店の販売拒否など不安が広がっています。しかし、ＴＰＰ協定第２章には、遺伝子組み換え農作物の貿易の中断を回避し、新規承認を促進すると明記されています。これまで日本は、遺伝子組み換え食品は原則輸入を禁止し、ＪＡＳ法で遺伝子組み換え表示義務を課してきましたが、それができなくなると懸念されています。また、食の安全における予防原則は、科学主義により因果関係を立証しない限り厳しい規定は利益を損なうとされる可能性が高いとされています。その上、安全性評価の手続には利害関係者を含めなければならないとあります。

　このほかにも、強制規格の受け入れ、産地表示の禁止、食品添加物、残留農薬の基準が大幅に緩和されることが懸念されています。米韓ＦＴＡにおいても韓国の給食では地元の食材を優先的に使う条例が各地で設けられていましたが、この条例がＩＳＤ条項に抵触する可能性があるとして、韓国政府は各自治体に条例の変更を命じました。

　質問いたします。１番、本市の給食において、市内産野菜使用率はどのくらいか伺います。

　２番、本市は、給食の食の安全、また食育において大変力を入れていることが内外にも高く評価されていると思います。給食食材の調達においてどのような食材、調味料を使用しているか伺います。

　３番、本市は一般財団法人給食・食育振興財団に給食を委託していますが、成り立ちの経緯と、運営費委託費における補助金の割合を伺います。

　４番、本市の学校給食に限らず、市役所食堂なども含めた食材調達において、韓国同様にＩＳＤ条項に抵触となる可能性があるものはどのくらいあるのか伺います。

　最後に、地方自治体がするべき対策について伺います。

　１番、地域経済を担ってきたのは地元企業であり、地元の住民たちであり、今後そうあるべきだと考えます。ＴＰＰ発効、もしくはさらに厳しい条件になるであろう二国間協議に備えて、地方自治体はそのグローバリズムの危険性や懸念についてしっかりと認識しないといけないと考えています。応訴体制の整備も含めた地域経済と地方自治を守るための対策を練るべきだと考えますが、市長の見解を伺います。また、必要によっては地方自治体同士の連携、連帯もするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

　最後の２番、今後も地域の仕事や住民の暮らしや安全を守る備えとして、地産地消や地域振興への取り組みやそういった地域づくりをより一層推進していくべきだと考えますが、今後の本市の方針と展望を伺います。

　以上で壇上からの質問を終わります。

○市　長（邑上守正君）　　それでは、笹岡ゆうこ議員の一般質問にお答えしてまいります。ＴＰＰに象徴されるグローバリズムが地域経済・地方自治に与える影響についてということで大きく御質問をいただいています。

　まず、本市の公共事業発注の考え、価格以外のその他の何か材料はないかということでございますが、地方公共団体における調達は、よりよいもの、より安いものを調達することが基本的な考えでございますが、地域活性化の観点からは、地元企業が受注し、地域経済に貢献することも求められているところでございます。中小企業者の受注の確保に関する法律においても、国などは中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならないとされているところでございます。このように、自治体の契約には社会的に求められているものがさまざまございまして、中でも中小企業や地元業者の受注機会の確保を考慮することは大変重要であるので、その点を大事に考えて公共事業の発注を行っているところでございます。本市でも工事の発注において、工事請負指名競争入札参加者指名基準に基づき、武蔵野市内に本店がある業者、発注工事の施工場所付近に営業所を有している業者、災害時における応急対策活動に関する協力協定をしている地域貢献事業者などの地元業者を優先して指名をしているところでございます。

　２点目で、過去５年間の市内中小企業者への発注状況の推移とその割合についてということで、恐れ入りますが、過去３年間の市内中小企業者への工事発注状況を述べさせていただきます。平成25年では全体で153件132億2,700万円の額でございましたが、そのうち、市内に本支店、営業所のある中小企業契約実績としては、108件、19億2,100万円でございますので、件数で70.6％、額で申すと14.5％ということになっています。これは、額が少ないのは、クリーンセンターの建てかえ契約の103億7,000万円がございましたので、この25年度の契約は中小企業に対する契約とするとかなり低目におさまっているところでございます。翌26年度になりますと、全体は163件で26億2,600万円でございますが、中小企業契約実績124件17億9,000万円でございますので、件数で76.1％、金額で68.2％となっております。昨年度27年度は全体で110件28億4,600万円のうち中小企業契約は79件17億2,200万円でございますので、件数で71.8％、金額で60.5％といったような数字になっているところでございます。

　次に３点目で、**市が地域経済振興や地方自治の取り組みとして行ってきたもので、今後ＴＰＰ等によって参入障壁とみなされる可能性のあるものはどのようなものがあるか**ということでございますが、御指摘のとおり、現時点においては、仮にＴＰＰが発効されても市町村はその対象外である、現実ではそのようなことが伝えられているところでございますが、しかし、**仮にＴＰＰが発効され、さらにその後の見直しにより適用範囲が市町村まで拡大された場合を仮定した場合には、幾つかの取り組みにつきましても参入障壁とみなされる可能性があるというふうに認識してございます。例えば、武蔵野市産業振興条例では、第８条で事業者の役割としまして、市民の雇用の促進、事業活動における物資やサービスの市内調達、商店会及び産業経済団体への加入及び商店会及び産業経済団体が実施する地域活性化事業への参加また応分の負担などに努めるものとしているところでございます。特に大型店舗やいわゆるチェーン店については、商店会及び産業経済団体への加入等、これらの団体が実施する地域活性化事業への参加及び応分の負担に積極的に努めるものと規定しておりますので、このような点が参入障壁とみなされる可能性はあるというふうに考えております。また、武蔵野市工事請負指名競争入札参加者指名基準においては、市内業者を優先して指名する規定があります。水道工事及び下水道工事においても同種の規定を置いている点も、このようなことも参入障壁とみなされる可能性もあるのではないかなというふうに思っております。これらはあくまで一例でございまして、現時点では、仮にＴＰＰが導入されても規制の対象となるものではないというふうに思っておりますが、ＴＰＰが導入され、さらに適用範囲が市町村のレベルまで拡大されることになった場合には、海外の締約国からの自由な企業参入を妨げるものとして規制などの対象となる可能性があるというふうに考えています。**ただ、これらの中には努力規定としているものも含まれており、実際にどの程度のものが参入障壁と捉えられるかについては、今後の状況をよく見極めていく必要があるというふうに考えております。

　次に２点目で、財政援助出資団体と補助金を出している事業者及び事例についてということで、１点目で、本市における財政援助出資団体等にはどのようなものがあるか、またそれらへの考え方と今後の展望ということでございますが、市には10の出資団体、５つの援助団体がございます。これらの財援団体は、市が直接実施するよりも効率的・効果的かつ柔軟にその時代に合った公共サービスを提供できるようこれまでに設立してきた団体でございます。財援団体の意義は、３つほどまとめますと、１つは専門的な公共サービスを継続的・安定的に実施できること。２点目として、民間の多様な人材、知識、ノウハウを生かし、より効率的・効果的な事業展開が可能であること。３点目として、市と密接に連携しつつ、民間であることの機動性を生かすことで、より質の高い公共サービスを適正に提供できることなどが挙げられるというふうに考えています。今後の展望につきましては、平成26年度に策定いたしました武蔵野市財政援助出資団体在り方検討委員会報告書に基づき、一部団体の統合や役割を終えた事業の整理など、財援団体全般における課題に対する取り組みについて指導監督しながら、市との連携協力のもと、各団体の設立の趣旨と意義をこれまで以上に効果的に実現できるよう促していきたいと考えております。今後、仮にＴＰＰの発効などが行われることになった場合でも、市としては、これまでの団体設立の趣旨を踏まえ、市と団体の密接な連携による住民サービス提供が継続できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

　２点目で、高齢者福祉分野と子ども・子育て分野において、本市が事業者委託先などを選定する際に大切にしているものは何かということでございますが、高齢者福祉分野でいえば、これは長期計画・調整計画あるいは高齢者福祉計画、介護保険事業計画に掲げております、武蔵野市における地域包括ケアシステムであるまちぐるみの支え合いの仕組みづくりと、委託先等の理念、目的、事業展開が合致すること、これが最優先されるべきというふうに考えています。子ども・子育て分野で申すと、第一に長期計画・調整計画や子どもプラン武蔵野に掲げる、全ての子どもが健やかに育ち、全ての子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現という基本理念と団体の理念、目的が合致していることである、このように考えているところでございます。

　３点目で、ＴＰＰ第17章にある、地方政府が所有し、または支配している国有企業等にはどのようなものがあるかということでございますが、このＴＰＰ17章にある地方政府が所有し、また支配している国有企業などの定義は、自治体が株式の50％以上を持つことや、議決権の過半数を有することなどを要件としておりますが、その前提として、商業的活動に従事する企業などであるという要件があり、かつ、直近３カ年のうち１カ年でも商業活動の収入が２億ＳＤＲを下回る企業、２億ＳＤＲというのは、ＷＴＯにおける地方政府の物品調達の場合のものでございますが、１ＳＤＲは165円でございますので、日本円に直しますと約330億円を下回る企業は適用除外であるという要件があるため、市の財援団体においては、これに該当する団体は現時点ではないというふうに判断をしているところでございます。**今後、その定義の見直しにより適用範囲が拡大される可能性があることは否定できないことでございますが、ＴＰＰにおける各種の定義などの規模感を見ても、武蔵野市の財援団体がその適用範囲に入る可能性は、現時点では大きくないというふうに考えているところ**でございます。

　次に４点目、子ども関連サービス提供において、子ども協会などに対しての補助金など、本市においてＴＰＰ導入により参入障壁とみなされる可能性のあるものはどのようなものがあるか。同じく５点目として、福祉分野において参入障壁とみなされる可能性のあるものはどのようなものがあるか、あわせて申し上げます。ＴＰＰの規定において国有企業等に対する補助金などを非商業的な援助と位置づけ、この援助が他のＴＰＰ締約国の企業の利益に悪影響や損害を与えてはならないとしているところでございます。これは例えば、武蔵野市が市の財援団体に対して補助金を出すなどの援助を行うことにより、他国の企業が参入する上での悪影響が生じる場合に規制の対象になる可能性があるという意味でございます。ただしこの規定には多くの要件、先ほど申し上げましたが、適用除外が伴っておるところでございますので、**現時点では、そもそも地方政府の団体は対象外であること、市の財援団体が行っているような非商業的な活動は対象外であること、商業的な活動に関しても取り扱い金額の基準が極めて高く、それ以下であれば対象外であること、国内におけるサービス活動については対象外であることなどが挙げられます**。**ＴＰＰについては、発行後に適用範囲の拡大について協議することとなっているため、今後、これらの適用除外要件などが改められ武蔵野市や市の財援団体が対象となる可能性は皆無ではございません**。仮にそれらの状況になった場合でございますが、市の施策のうち子育て分野や福祉分野においては、**子ども協会や福祉公社などにおける指定管理業務やその他各種の市からの受託業務などは市からの補助金を受けながら実施しているという点で海外からの参入障壁とみなされる可能性がある、このように考えているところ**でございます。

　３点目で、遺伝子組み換え食品、給食等食の安全についてということで、１点目、２点目、３点目は学校給食の御質問でございますので、教育長から後ほど答弁があります。

　４番目で、学校給食に限らず、市の食材調達において、韓国同様にＩＳＤ条項に抵触となる可能性があるものはどれぐらいあるかということでございますが、**学校給食については、この後、教育長から答弁がありますが、武蔵野市学校給食の献立作成及び給食調理の指針を定め、その中で地産地消の推進について定めているところでございますが、また、保育園の給食においても武蔵野市立保育園給食賄い材料購入業者選定要綱の中で、保育園が給食賄い材料を購入する業者は、市内に店舗を有する者であるものとすると規定し、一部の例外を除いて市内店舗からの限定という形で食材を調達しているところでございますし。これらは今後、仮にＴＰＰやＦＴＡが発効となり、かつその適用範囲が拡大されることになった場合には、海外企業の参入にとって不利益なものとしてＩＳＤ条項に抵触となる可能性もございます**。なお、市役所の食堂については、オープン当初より地産地消をコンセプトに武蔵野市産の野菜を取り入れたメニューを提供したり、友好都市の食材も積極的に使用しておりますが、これらは契約上の縛りではないため、ＩＳＤ条項に抵触するような性質のものではないというふうに考えております。

　最後に大きなお尋ねの４番目で、地方自治体がするべき対策についてということで、１点目で、自治体はＴＰＰの発効による危険性や懸念について認識し、地域経済と地方自治を守るための対策を練るべきではないか、また、自治体同士の連携や連帯もすべきではないかということでございます。**現時点では市町村はその対象外というふうに認識してございますが、仮にＴＰＰが発効され、その後の見直しにより適用範囲が市町村まで拡大された場合には、御指摘のように、市への直接的な影響が及ぶ可能性があるというふうに認識をしてございます**。**地域経済のみならず、地域社会の健全な発展のために、市民、中小企業及び市内事業者等が日常生活や自由活動の中で著しく不利な扱いを受けないよう、ＴＰＰの発効などに注意し、状況に応じ必要な対応策を検討していきたいというふうに思っております。**

**また、状況によっては、必要に応じて他自治体と連携して、あるいは市長会などを通じて国等に意見を申し述べるなどの取り組みは行っていきたいと思っております。**

　２点目で、今後の本市の方針と展望ということでございますが、従来から行っております地産地消や地域振興への取り組みや、これらを通した地域づくりの推進については、ＴＰＰの発効などにかかわらず、今後も力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

　私からは以上でございます。

○教育長（宮崎活志君）　　それでは私のほうからは、御質問３の１と２と３についてお答えしたいと思います。

　まず１番で、本市の給食における市内産野菜使用率についてのお尋ねでございます。市内産の野菜は、新鮮さや安全性にすぐれるだけではなく、食材が身近な生産地から届けられることで、子どもたちが生産に携わる人たちの努力や思いを知る機会も得られます。本市は市内生産者との連携を深めながら地産地消を進めておりまして、平成27年度市内産野菜の使用率は重量ベースで25.4％となっております。

　２番目には、給食食材の調達においてどのような食材、調味料を選定しているのかというお尋ねでございました。本市は、武蔵野市学校給食の献立作成及び給食調理の指針を定め、給食を提供しております。その指針の中に**食材選定の方針を掲げておりまして、食材選定の基本的な考え方、主な食材の選定基準、地産地消の推進について定めているところ**でございます。その中で、基本的な考え方として４項目を掲げ、食材の選定を行っております。まず１つ目として、食材の選定については安全性を最優先として使用することとしており、公的の認証、生産履歴、残留農薬証明等安全性が確認できる書類を提示していただいております。２つ目として、生産地視察等を定期的に行い、食材の安全性や生産者の安全への考え方を確かめております。３つ目といたしまして、調味料、加工品に当たっては、可能な限り使用材料の確認をし、安全性の確認されたものだけを使用しているところです。４つ目としては、食材の鮮度、質を大切にし、食品本来の味を子どもたちに伝える食材を選定しております。

　また、実際の食材調達に当たりましては、市が独自に定めた給食物資規格基準に沿って食材を選定し、穀類から調味料に至るまで、有機栽培、無農薬、非遺伝子組み換え、化学調味料不使用等の食材を選定することとしております。また、肉や魚の調達に当たっては毎月、そして乾物類については半年に一度、校長、給食主任、保護者代表による物資選定委員会を開催し、実際に試食して食材の決定をしております。

　３点目は、一般財団法人給食・食育振興財団に給食の調理業務等を委託し、給食の提供を行うこととする、その成り立ちの経緯や、運営費における補助金の割合についてのお尋ねでございます。まず、武蔵野市給食・食育振興財団設立の経緯につきましては、中学校給食実施に当たり、平成20年５月に市は検討委員会を設置いたしました。そこでは、本市の学校給食の特色を継承しながら、時代に適応した学校給食を提供するための運営形態について、直営、民間委託、市の設立した一般財団法人への委託のどの形態がふさわしいのか議論がなされました。その結果、安全・安心の確保と責任、地域と連携した食育の推進、適正で安定した運営の観点等から検討がなされ、検討委員会では市の設立した一般財団法人への委託が一番適切であると提言し、平成20年12月に報告書を出しました。この報告書に基づき、平成22年３月に一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団を設立いたしました。なお、平成23年４月からは、武蔵野市給食・食育振興財団が市立小・中学校全校の給食調理業務等を受託し、給食の提供を行っております。

　次に運営費につきましては、平成27年度決算における事業収入のほぼ100％を占める受託事業収入６億7,460万円は、補助金ではなく全額市からの給食調理業務委託料となっております。

　今後とも武蔵野市給食・食育振興財団と協力して安全・安心な食材の選定を行い、安定して給食の提供ができるよう努めてまいりたいと思います。

　以上です。

○１３番（笹岡ゆうこ君）　　御答弁ありがとうございました。今回、一般質問をしたかったことは、安倍政権がどうだとかそういったことよりも、世界的な流れ、グローバリズムと言われているものが世界を席巻していく中で、今さまざまな場所、国や地域が反グローバリズムに対しての旗を揚げていて、その中で日本としてどういうふうな方向に行くのかということも、私たち地方自治体、部課長クラスが今そろっておりますけれども、全ての皆様のところに関係していくことではないかと思って質問させていただきました。市長の見解どおりに、確かに現時点ではＴＰＰが発効されたとしても、地方自治体は適用範囲ではありませんが、なぜか日本だけ３年後の再交渉拡大を含めて検討されており、しかもそれが地方自治体に及ぶことが懸念されております。これはアメリカの州では義務づけられていないそうなのですけれども、そういったことを考えますと、世界を豊かにするとされていたグローバリズムといったものは本当にそうだったのだろうかといったことを私たち地方自治体にかかわる人間は考えなければいけないと強く思っております。つまりは、一長一短あったであろうローカルルールもしくは母国語でやっていた国と地域が築き上げてきたもの、枠組み、これは地方自治そのものではないでしょうか。それが今後は、このグローバリズムがやりたいことというのは、これをＩＳＤ条項で訴えて膨大な賠償金を請求し、取っ払っていく、そういったものが大きな流れであると私たちは認識しなければいけないと考えています。それが地方自治そのものだと思っているからです。

　なので、私自身は、この一連の流れに対しては大変危機感を持っております。なぜならば、これは、自由貿易というととてもプラスのイメージがあるようなものですが、そうではなく世界規模のビジネス競争戦略だと思っておりますし、この新自由主義的な流れというのは、生活者の視点や地方自治、人の生活や暮らしや安全、雇用といったものを守る視点からは全く外れているものだと思っています。ですので、今回一般質問でそのことを認識しなければいけないと思っておりますが、御丁寧な御答弁をいただいたことに感謝いたしますが、最後に、地方自治体がするべき対策について、やはり地域振興を行っていく、そういった地域づくりをしていくというようなお答えがありましたが、ＴＰＰの発効等にかかわらず続けていくというような御答弁をいただきました。私もそのとおりだと思っております。が、私がこの質問でしたかったことは、この世界の流れを鑑みて、今はこういった流れであるからこそ、より力を入れて地域振興や地域づくり、地域の人々の生活を守る取り組みを自治体は行わなければいけないのではないということです。ですので、どちらかといえば、ＴＰＰ等が発効されようが行っていくというよりは、今、力を入れてやっていくべきことはこういうことだと思っておりますので、それに対して何かあれば伺いたいと思います。

　２番目は、ＩＳＤ条項について注視していくとありましたので、各国の例をちょっと話させていただきたいと思います。なぜならば、これはすごく地方自治体の権限、専権事項、地方自治に関することがばんばんと訴えられているからです。例えば、メキシコの廃棄物処理場建設に対しては、地方自治体、地元自治体が建設不許可を出したところ、12億円の賠償を命じられました。これは国際仲裁裁判所（ＩＣＳＩＤ）というところによって、自治体側が環境保護のために建築許可を出せなかったことに対し、自治体側の主張を退けて12億円の賠償を命じた例があります。

　もう一つは、ドイツの政策、ドイツは原発を全廃するという発表がありますが、ハンブルク市が火力発電所に対する規制を強化したことに対し、また訴訟が起こり、結局はドイツ政府に対し14億ユーロの支払いが命じられています。

　また有名なところでは、フィリップモリス社のたばこパッケージに、日本にもあるのですけれども、商品ロゴに健康を害する可能性がありますとかそういった一文があることに対して、商標権を没収するにひとしいとして告訴がされています。

　また、水道料金の民営化に関しては、民営化になってボリビアのコチャバンバというところで水道料金が４倍に値上げされたことにより、地域住民による反対運動が起こりました。それで結局は撤回に追い込むことになりました。そうすると、ボリビア政府に対して20億円の賠償が求められることになるのです。

　とすると、まだまだありますけれども、こういったことは今私たちが考えて懸念を持って対策していかなければならないことというのは決して小さなことではないと思うのです。小さなことというのは、目の前のＴＰＰ発効がどうだとか、発効されないのではないかとかそういったことではなく、世界的に起こっている流れというのを認識する必要があると考えています。

　質問なのですが、武蔵野市において、ＩＳＤ条項、とにかくまだ地方自治体は小さなところは関係がないけれども、実際にもし今発効されたとして、相模原市のがんばる中小企業を応援する条例というのが、既に発効されたらＩＳＤ条項に引っかかるのではないかと懸念されています。これは自治体の多様性を担保するということが破壊されるのではないかと思っておりますが、１点伺いたいのは、武蔵境においてもＰＰＰというものをやりましたし、この前の公共施設等総合管理計画に関する特別委員会の視察でも、西尾市のＰＦＩを視察しました。私が感じたことは、もちろんそういった取り組みは大切で、これからの方針としてＰＦＩ、地元優先でやっていくことは大事だと思いますが、ぜひそういった姿勢をＰＰＰやＰＦＩに、特にＰＰＰですね、地元企業を優先していくというような、地域振興していくような姿勢をもっと示すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。現に福岡市のＰＰＰは、地元企業の参加促進というのを大きく打ち出しています。また、静岡県は、アセットマネジメント研究会というのを立ち上げて、民間活力の導入の役割を地元企業が担うといったことをやっています。ですので、先ほど１点目を質問したのでこれは２点目なのですけれども、そういった取り組みを今後やっていっていただけるのかどうか。あえて今、この世界情勢を見据えて地方自治体が動くべきことではないかと考えておりますが、御見解を伺いたいと思います。

○市　長（邑上守正君）　　それでは再質問にお答えしてまいります。なかなか大きな話になっているのですが、市政運営の一つの柱として、自治と連携という、そういう柱で今まで掲げてきたこともございます。それは、自分たちのまちは自分たちでつくると同時に、さまざまな必要な連携を育んでいく必要があるということであります。自治のほうで申せば、今の関係で申せば、自分たちのさまざまな地産地消を図っていくというのがこれは自治ではないかなと思いますが、それだけでは私たちの市民生活は成り立たないので、連携の視点で、地域外からのさまざまな物資を初めとしたお力をいただくということだと思っています。これがＴＰＰにつながるかどうか、ちょっと明確には関連はないかもしれませんが、そのような観点でいうと、両方とも不可分ではないかなと。どちらか片方だけでもなかなか我々の市民生活は満足できないのではないかなというふうに思っておりますので、もちろん、自治という形で自分たちのまちの中で考える話と、それから必要に応じてさまざま連携をしていくということは、これは拒否してはいけないのではないかなというふうに思っています。

　**ただし、ＴＰＰに関しましては、先ほど来議員の御指摘のとおり、これが自治体までさまざまな影響が及ぼされるとなると大変な課題になってくるというふうに思っておりますので、現在での心配いただきましたさまざまな事項についても、我々は今後よく研究をしていきたいというふうに思っておりますし、政府がやることをそのままうのみにするのではなくて、自治体としての立場をきちんと申していかなければいけないというふうに思っております。**

　それから関連いたしまして、ＰＰＰだとかＰＦＩというのも、私どもも今後も積極的に導入していきたい。つまり、公共団体だけではなくて民間の力を借りていく、官民連携の取り組みというのはこれから不可欠なことだというふうに思いますし、その相手方の民というのは、可能であれば地域の方に大いに御参加いただくというのがよりベターであるというふうに思っておりますので、そのような取り組みで今後も考えていきたいというふうに思っております。

○１３番（笹岡ゆうこ君）　　御答弁ありがとうございました。おっしゃるとおりで、自治と連携というふうなお話がありましたし、官民連携を進めていって、今後、民間というのはより地域のところに注目していきたいというようなお言葉をいただけてよかったと思います。武蔵野市は、私はまだ入ったばかりですけれども、自治に関しても、その給食の取り組みを見ましても、住民自治の取り組みを見ましても、割と先行している自治体だと思っています。食の安全に関してなんかは特に放射能検査も行っておりますし、私は結構食の安全にセンシティブになっているほうなのですけれども、同じ調味料を使っていたりして、とても評価されているところだと思いますので、今後は、市長がおっしゃったように、地方自治の観点からそういった取り組みをより進めていっていただきたいと思いますし、その観点の中には、世界情勢を見据えて、地域の人の生活や暮らしや安全、雇用を守り、育てていき、反映していくためには何をすべきかといったような大きな視点もぜひ入れていっていただきたいと思います。

　以上です。